

愛犬の散歩をするときの ルールとマナーについて

最近、犬のフンについての苦情や相談が増えています。愛犬の散歩をするときは、ルールとマナーを守って楽しい散歩をお願いします。

◇犬をリード（引き綱）でつなぎましょう

福岡県の条例により、犬を放すことは禁止されています。

散歩の時は必ずリード（引き綱）をつけましょう。また、犬のとっさの行動に対応できるように、リード（引き綱）は短めに持ってお散歩することが大切です。



◇フンは必ず持ち帰りましょう

フンの放置も条例で禁止されています。お散歩中にフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰り処理しましょう。

◇飼い主がわかる工夫をお願いします（鑑札や注射済票、迷子札を付けましょう）

毎年多くのペットが迷子になって、保健所に引き取られています。特に室内で飼われている犬やネコは、一旦外に逃げ出すと家に帰れなくなる事が多くあり、保護されたあとの多くは飼い主が分からないまま処分されています。

皆さんの愛犬がそのようなことにならないためにも、首輪などに鑑札や迷子札（飼い主の連絡先入り）をつけるなどの迷子対策をお願いします。

●問合せ 市民生活課 生活環境係 Tel 75-4972

猫の飼い方について

最近、「野良猫が庭を荒らしていく」、「どこかの猫が自分の家の軒下で子どもを生んでいる」といった猫に関する苦情や相談が多く寄せられています。飼い猫のフン尿の後始末や猫の健康のために適切に飼育することは飼い主の責任です。以下の点に注意して、適切な飼育をお願いします。



1. 室内で飼いましょう

猫は十分なエサ、上下運動できる空間と不妊・去勢手術をすれば特に広い生活空間は必要ない動物です。周囲に迷惑をかけないだけでなく、猫を事故や感染症から守るなどの利点があります。

2. 不妊・去勢手術をしましょう

猫は年2、3回出産し、すぐに増えます。責任をもって生まれた子猫を飼育できないのであれば、不妊・去勢手術をして過剰繁殖を防ぎましょう。

3. 迷子札をつけましょう

毎年、多くの飼い主がわからない猫が保健所に収容されています。自分の飼い猫に責任をもつためにも、迷子札やマイクロチップなどで飼い主がわかるようにしてください。

4. 絶対に捨てないでください

猫を捨てることは犯罪です（100万円以下の罰金）。猫の習性・生態などを理解して最後まで責任をもって飼いましょう。やむをえず飼えなくなったときは責任をもって次の飼い主を見つけるようにしましょう。

5. 野良猫にはエサはあげないでください

野良猫がかわいそうだからエサをあげようという優しさが、逆に子猫の増えすぎや、フン尿の被害を周囲に広げることになってしまいます。

また、飼っている猫のためといって外にエサを置いておくと、野良猫が来たり、カラス、タヌキ、アリやハエが集まったりする原因となってしまいます。エサは置きっぱなしにしないようにしましょう。

●問合せ 市民生活課 生活環境係 Tel 75-4972